

海外旅行保険

家族旅行・
ハネムーン用



東京2020ゴールドパートナー（損害保険）

家族旅行・ハネムーン用 のパンフレットです。保険期間が31日までで、家族旅行特約がセットされた契約タイプが記載されています。本パンフレット以外にも下記の専用パンフレット・チラシがございます。

個人・タイプ契約用

留学生プラン用

旅行変更費用担保特約

旅行

海外旅行中の万が一にも
お役に立てるジョー！



HAVE A
NICE TRIP!!



東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)

目次



- 1 東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要) P.1~2
- 2 東京海上日動のサービス体制 P.3~4
- 3 ご契約金額と保険料 P.5~6
- 4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容) P.7~10

海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.7~10をご確認ください。

①ご自身のケガや病気に関する補償

旅先でのケガや病気が原因で亡くなったしまった場合

お支払いする 保険金の種類	ケガを原因とする死亡の場合は
	傷害死亡保険金
	病気を原因とする死亡の場合は
	疾病死亡保険金



旅先でのケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	傷害後遺障害保険金
------------------	-----------



旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化^{*1}して治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	疾病に関する応急治療・ 救援費用担保特約に係る 治療・救援費用保険金 ^{*2}
------------------	--

旅先でのケガや病気が原因で治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救援費用保険金
------------------	------------

保険金額
無制限
タイプを
ラインナップ!

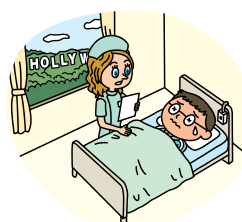


ケガや病気で継続して3日以上入院。家族に駆けつけてもらうことになった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救援費用保険金
------------------	------------



さらに大きな
あんしん
をプラス!



海外旅行開始前に渡航先での診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合があります。本パンフレットP.9~10もあわせてご確認ください。

^{*1} 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

^{*2} 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円が限度となります(治療・救援費用保険金額300万円超の場合)。なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

②他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



他人の物を壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



③持ち物に関する補償

旅先で盗難にあい
盗まれたものが出て
こなかった場合

お支払いする
保険金の種類

携行品損害保険金

*3

*4

*5



デジタルカメラ等を落として
壊してしまった場合

お支払いする
保険金の種類

携行品損害保険金

*3

*4

*5



※本パンフレットP.9～10もあわせてご確認ください。

*3 携行品（パスポートを含みます。）の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害については保険金をお支払いできません。



*4 携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計5万円）がお支払いの限度となります。

*5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります（保険金額30万円超の場合）。

④その他の費用に関する補償

航空会社に預けた
手荷物が出てこなくて、
身の回りの品を買った場合 *6

お支払いする
保険金の種類

偶然事故対応費用保険金 *7



航空機の出発が遅れ、
ホテル代や食事代等を
負担した場合

お支払いする
保険金の種類

偶然事故対応費用保険金 *7



※本パンフレットP.9～10もあわせてご確認ください。

*6 身の回り品購入費については、搭乗した航空機の到着後6時間以内に航空会社に預けた手荷物が目的地に届かなかった場合で、航空機到着後96時間以内にご負担された費用がお支払いの対象となります。

*7 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により事故の発生が証明される予期せぬ偶然な事故によって下記費用をご負担された場合が対象となります。

①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③国際電話料等通信費 ④渡航手続費 ⑤渡航先での各種サービス取消料等 ⑥食事代 ⑦身の回り品購入費 *6

列車の車両故障で、
急きょ空港まで
タクシーを使った場合

お支払いする
保険金の種類

偶然事故対応費用保険金 *7



熱がでて
オプションツアーを
キャンセルした場合

お支払いする
保険金の種類

偶然事故対応費用保険金 *7





東京海上日動のサービス体制*1

海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)で受け付けいたします。

日本語で対応*2

24時間/年中無休

※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。

※お客様へのサービスの提供が困難な状況と判断した場合、サービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

※サービス内容は予告なく変更される場合があります。

*1 「主たる旅行先」が海外から日本のご契約または保険の対象となる方が日本ご滞在中の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。

*2 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんのであらかじめご了承ください。

①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

対象

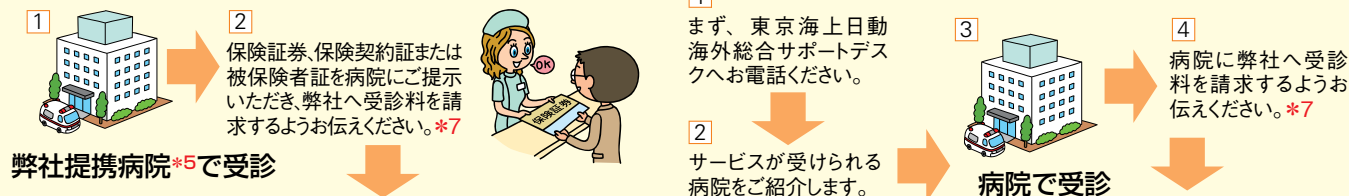
保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様

何かと心配な海外での病院受診時にお客様をお守りします!

キャッシュレス・メディカル・サービス*3*4

弊社提携病院*5で受診

左記以外の病院*6で受診



病院の窓口で受診料をお支払いいただくずに受診終了!

(上記のいずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。また、サービス内容は予告なく変更される場合があります。)

※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

*3 疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金*8に関するご注意

キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

*4 治療にかかる費用が少額のときには病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。

*5 弊社提携病院とは、東京海上日動が提携している世界80都市以上の約280の病院をいいます(2017年5月現在)。

主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

*6 弊社への受診料請求を了した病院に限りです。

*7 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、弊社へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。

*8 本パンフレットP.9～10記載の「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金」をいい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中に急激にその症状が悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもごさいます。

病人・ケガ人の
移送の手配



救援者の渡航手続き、
ホテルの手配



※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

②緊急医療相談サービス

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。

※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただきます。医療行為はご提供しません。

※ご出国前および帰国後の日本からのご利用はできません。



③トラベルプロテクト

対象

保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかを
お持ちのお客様で、かつ契約タイプでご契約のお客様

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。

困った

保険期間3か月まで
サイフが盗まれた!

緊急時の現金の手配

海外旅行中に現金盗難等で
急に現金が不足した場合
に、現金をご用意します。金利・手数料無料
ご利用の金額は
US1,000ドルまで

※ご利用した金額は、後日お客様のクレジット
カードからの引き落としとなります。なお、お客
様がお持ちのクレジットカードの種類によっ
ては、サービス提供ができない場合があります。
※本サービスのご利用は、お客様の旅行期
間を通じて1回のみとなります。
※パスポートをお持ちでない場合は、サービス
提供ができないことがあります。
※メールアドレスをお持ちでない場合、サービ
ス提供ができないことがあります。

受け渡し場所は世界32万か所

困った

ホテルでトラブルが発生した。
でもフロントにうまく伝えられない

電話による通訳

海外旅行中、言葉が通じずお困りの
際、電話にてお客様の伝えたい内容
を現地の方にお伝えします。手数料
無料

43か国語に対応(2017年5月現在)
※ご希望される言語により、四者通
話にてサービス提供させていただく
ことがあります。

困った

パスポートが見当たらない!
どうしよう!

パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・
大使館の所在地・電話番号等をご案
内いたします。手数料
無料

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。

手数料無料*9

クレジットカードを紛失・
盗難された場合のサポートクレジットカードの紛失・盗難時にカード会社
への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイ
スをいたします。

ホテル・航空券に関するサポート

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様
に代わって行います。情報提供のみのご利用
も可能です。

空港とホテルの間の送迎予約・手配

空港に着いて電車も終わっている。こんなとき
に、空港とホテルの間の送迎予約と手配を行
います(当社が指定した事業者に限ります。)

旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等
の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情
報等をご提供します。

日本語FAXニュースの配信

滞在先のホテル等へ日本語FAXニュースをお送りします。
※ご利用に際しては、滞在先のホテルによって
FAX受信手数料がかかる場合があります。

メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご
親族、勤務先等へ手短なメッセージを電話、
FAX、電子メールでお伝えします。

*9 予約・手配等にかかわる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設客室料等の実費はお客様のご負担となります。

④スーツケース修理サービス

対象

携行品損害保険金をお支払い
できる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を弊社指定の修理会社にご依頼いただく
ことで、修理費(保険金)を弊社から修理会社に直接お支払いするサービスです。
宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能のため、直接店舗に出向いて修理を依頼されたり、
修理費をお立て替えいただく手間がかかりません。

※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険
あんしんガイドブック」をご確認ください。
※航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。
※一部のブランドについては、ご利用いただけない場合があります。
※免責金額(自己負担額)が設定されているご契約の場合は、ご利用いただけません。
※スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。





3 ご契約金額と保険料

ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であつても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

あんしん
をプラス!

治療費等が高額になっても安心の治療・救援費用保険金額『無制限』タイプをラインナップ!

組み合わせ方法

(1) はじめに、**ご本人用タイプ表**より、ご本人(申込書のご本人欄に記入される方)の契約タイプをお選びください。

※賠償責任および携行品損害の保険金額(ご契約金額)はご家族全員で共有となります。



(2) 次に、**配偶者・ご親族用タイプ表**より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つの契約タイプをお選びください。

ご本人用タイプ表 (申込書のご本人欄に記入される方)

契約タイプ		15歳以上～69歳以下			0～69歳以下			70歳以上*6					
		V6	V5	V4	V3	V2	V1	W5	W4	W3	W2	W1	
保険金額 (ご契約金額)	1名あたり 共 有 家 族	傷 害 死 亡	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円
		傷 害 後 遺 障 害	1億円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
		治 療 ・ 救 援 費 用	無制限			無制限		3,000万円	無制限		無制限		3,000万円
		応急治療・救援費用*7	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	
		疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	500万円	—	—	—	—
		偶然事故対応費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
		賠 償 責 任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
		携 行 品 損 害	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
払い込みいただく保険料 (1名あたり)	トラベルプロテクト付き *8	保険期間1日まで	5,710円	4,060円	3,400円	2,960円	2,360円	2,680円	4,650円	3,820円	3,380円	3,160円	3,080円
		2日まで	6,940円	5,240円	4,560円	4,120円	3,520円	3,780円	5,980円	5,130円	4,690円	4,470円	4,320円
		3日まで	7,960円	6,260円	5,580円	5,140円	4,530円	4,750円	7,140円	6,280円	5,840円	5,620円	5,430円
		4日まで	8,850円	7,100円	6,400円	5,960円	5,350円	5,530円	8,240円	7,360円	6,920円	6,700円	6,440円
		5日まで	9,960円	8,160円	7,440円	7,000円	6,350円	6,530円	9,550円	8,630円	8,190円	7,970円	7,640円
		6日まで	11,070円	9,220円	8,480円	8,040円	7,370円	7,520円	10,850円	9,900円	9,460円	9,240円	8,830円
		7日まで	11,990円	10,090円	9,330円	8,870円	8,180円	8,320円	11,970円	11,000円	10,540円	10,310円	9,880円
		8日まで	13,180円	11,230円	10,450円	9,990円	9,300円	9,370円	13,130円	12,160円	11,700円	11,470円	10,990円
		9日まで	13,900円	11,950円	11,170円	10,710円	10,010円	10,060円	14,090円	13,110円	12,650円	12,420円	11,900円
		10日まで	14,700円	12,700円	11,900円	11,440円	10,730円	10,740円	15,040円	14,040円	13,580円	13,350円	12,790円
		11日まで	15,510円	13,460円	12,640円	12,160円	11,440円	11,430円	16,160円	15,140円	14,660円	14,420円	13,840円
		12日まで	16,390円	14,240円	13,380円	12,880円	12,140円	12,110円	17,280円	16,210円	15,710円	15,460円	14,850円
		13日まで	17,220円	15,020円	14,140円	13,640円	12,900円	12,820円	18,220円	17,130円	16,630円	16,380円	15,750円
		14日まで	17,910円	15,660円	14,760円	14,240円	13,480円	13,400円	19,190円	18,080円	17,560円	17,300円	16,640円
		15日まで	18,680円	16,430円	15,530円	15,010円	14,250円	14,140円	21,070円	19,960円	19,440円	19,180円	18,410円
		17日まで	19,790円	17,440円	16,500円	15,980円	15,210円	15,040円	22,390円	21,230円	20,710円	20,450円	19,590円
		19日まで	21,270円	18,820円	17,840円	17,300円	16,510円	16,300円	24,340円	23,140円	22,600円	22,330円	21,380円
		21日まで	22,700円	20,150円	19,130円	18,570円	17,760円	17,500円	26,220円	24,970円	24,410円	24,130円	23,100円
		23日まで	24,470円	21,720円	20,620円	20,020円	19,170円	18,860円	27,590円	26,250円	25,650円	25,350円	24,290円
		25日まで	26,020円	23,070円	21,890円	21,250円	20,380円	20,000円	29,250円	27,850円	27,210円	26,890円	25,770円
		27日まで	27,510円	24,460円	23,240円	22,580円	21,680円	21,250円	30,720円	29,270円	28,610円	28,280円	27,100円
		29日まで	28,910円	25,660円	24,360円	23,660円	22,740円	22,250円	32,310円	30,780円	30,080円	29,730円	28,460円
		31日まで	30,380円	27,030円	25,690円	24,970円	24,000円	23,470円	34,100円	32,510円	31,790円	31,430円	30,080円

*6 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)



- 次のいずれかに該当する場合、ご契約できる傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、それぞれ「他の保険契約等*1」と合計して、1,000万円が上限となりますので、ご注意ください。
 - ① 始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合
 - ② ご契約者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意が確認できない場合
- *1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただくかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご契約に関するご注意」の②をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただくかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご契約に関するご注意」の③をご確認ください。

「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意

治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、下表の支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.7～8もあわせてご確認ください。

※本パンフレット記載の契約タイプには家族旅行特約（家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険契約で引受ける特約）がセットされています。**配偶者・ご親族用タイプ**にお申込みいただける保険の対象となる方は、申込書のご本人欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります（次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人・タイプ契約にてお申込みください。）。

- ① ご本人の配偶者*2（新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。）
- ② ご本人または配偶者*2と生計を共にする同居のご親族*3
- ③ ご本人または配偶者*2と生計を共にする別居の未婚*4のお子様

*2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。）。

- a. 婚姻意思*5を有すること
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*3 ご親族とはご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

*4 未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

*5 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます（婚約とは異なります。）。

配偶者・ご親族用タイプ表

※上記「組み合わせ方法」をご確認いただき、ご契約いただくタイプをお選びください。

契約タイプ		15歳以上～69歳以下			0～69歳以下			70歳以上 ^{*6}					
		V6	V5	V4	V3	V2	V1	W5	W4	W3	W2	W1	
保険金額（契約金額）	1名あたり	傷害死亡	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円
		傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
		治療・救援費用	無制限			無制限		3,000万円	無制限		3,000万円		
		応急治療・救援費用 ^{*7}	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
		疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	500万円	—	—	—	—
		偶然事故対応費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
払い込みいただく保険料（1名あたり）	トラベルプロテクト付き ^{*8}	保険期間1日まで	5,050円	3,400円	2,740円	2,300円	1,700円	2,020円	3,990円	3,160円	2,720円	2,500円	2,420円
		2日まで	5,970円	4,270円	3,590円	3,150円	2,550円	2,810円	5,010円	4,160円	3,720円	3,500円	3,350円
		3日まで	6,700円	5,000円	4,320円	3,880円	3,270円	3,490円	5,880円	5,020円	4,580円	4,360円	4,170円
		4日まで	7,320円	5,570円	4,870円	4,430円	3,820円	4,000円	6,710円	5,830円	5,390円	5,170円	4,910円
		5日まで	7,970円	6,170円	5,450円	5,010円	4,360円	4,540円	7,560円	6,640円	6,200円	5,980円	5,650円
		6日まで	8,690円	6,840円	6,100円	5,660円	4,990円	5,140円	8,470円	7,520円	7,080円	6,860円	6,450円
		7日まで	9,310円	7,410円	6,650円	6,190円	5,500円	5,640円	9,290円	8,320円	7,860円	7,630円	7,200円
		8日まで	10,240円	8,290円	7,510円	7,050円	6,360円	6,430円	10,190円	9,220円	8,760円	8,530円	8,050円
		9日まで	10,710円	8,760円	7,980円	7,520円	6,820円	6,870円	10,900円	9,920円	9,460円	9,230円	8,710円
		10日まで	11,260円	9,260円	8,460円	8,000円	7,290円	7,300円	11,600円	10,600円	10,140円	9,910円	9,350円
		11日まで	11,820円	9,770円	8,950円	8,470円	7,750円	7,740円	12,470円	11,450円	10,970円	10,730円	10,150円
		12日まで	12,440円	10,290円	9,430円	8,930円	8,190円	8,160円	13,330円	12,260円	11,760円	11,510円	10,900円
		13日まで	13,010円	10,810円	9,930円	9,430円	8,690円	8,610円	14,010円	12,920円	12,420円	12,170円	11,540円
		14日まで	13,470円	11,220円	10,320円	9,800円	9,040円	8,960円	14,750円	13,640円	13,120円	12,860円	12,200円
		15日まで	14,120円	11,870円	10,970円	10,450円	9,690円	9,580円	16,510円	15,400円	14,880円	14,620円	13,850円
		17日まで	15,050円	12,700円	11,760円	11,240円	10,470円	10,300円	17,650円	16,490円	15,970円	15,710円	14,850円
		19日まで	16,210円	13,760円	12,780円	12,240円	11,450円	11,240円	19,280円	18,080円	17,540円	17,270円	16,320円
		21日まで	17,350円	14,800円	13,780円	13,220円	12,410円	12,150円	20,870円	19,620円	19,060円	18,780円	17,750円
		23日まで	18,620円	15,870円	14,770円	14,170円	13,320円	13,010円	21,740円	20,400円	19,800円	19,500円	18,440円
		25日まで	19,970円	17,020円	15,840円	15,200円	14,330円	13,950円	23,200円	21,800円	21,160円	20,840円	19,720円
		27日まで	21,300円	18,250円	17,030円	16,370円	15,470円	15,040円	24,510円	23,060円	22,400円	22,070円	20,890円
		29日まで	22,610円	19,360円	18,060円	17,360円	16,440円	15,950円	26,010円	24,480円	23,780円	23,430円	22,160円
		31日まで	23,940円	20,590円	19,250円	18,530円	17,560円	17,030円	27,660円	26,070円	25,350円	24,990円	23,640円

*7 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

*8 契約タイプでご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。

4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

旅先で
ケガをして



傷害死亡
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

傷害後遺障害
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に身体に後遺障害が生じた場合

旅先で
病気やケガの
治療をして



治療・救援費用
保険金

■治療費用部分

お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合*3
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*5により、旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合

■救援費用部分

お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)
- ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)
- ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合
- ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合
- ⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等

※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。

- a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用
- b.海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用

旅先で
病気を
して



疾病死亡
保険金

お支払いする場合

- ①海外旅行中に病気によって死亡された場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*13により、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合

- *3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りします。
- *4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。
- *5 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
- *13 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。



ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金のお支払い額

お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。

死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

お支払い額

(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%～100%*2

※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。



お支払い額

下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①～③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限りします。)

※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。

①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*6の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額

①捜索救助費用 ②救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された保険の対象となる方1名について救護者3名分まで)*9 ③救護者の宿泊施設の客室料(被災された保険の対象となる方1名について救護者3名分かつ救護者1名について14日分まで)*9 ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費*9*10、保険の対象となる方の現地での諸雑費*10(合計で40万円まで) ⑤現地からの移送費用*9*10*11 ⑥遺体処理費用(被災された保険の対象となる方1名について100万円まで) ⑦保険の対象となる方の旅行行程離脱後、ご家族(他の保険の対象となる方)が当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊施設の客室料(14日分まで)*11

*9 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して3日以上*12入院された場合に限りお支払いの対象となります。

*10 治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。

*11 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は差し引きます。

*12 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分

お支払い額

疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

保険金をお支払いしない主な場合

たとえば、

- ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失
- ②保険金受取人の故意または重大な過失
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象*1
- ④放射線照射、放射能汚染
- ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
- ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為
- ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
- ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
- ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

上記①～④、⑥に加え、たとえば

- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故
- ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用
- ・歯科疾病
- ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
- ・海外旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救護費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。)
- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ等(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
- ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。)



上記①～④、⑥に加え、たとえば、

- ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
- ・歯科疾病
- ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

*6 6親等内の血族、配偶者*7または3親等内の姻族をいいます。

*7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。)

①婚姻意思*8を有すること②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

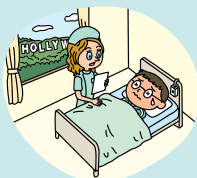
*8 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります。)

4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

海外旅行開始前に
治療を受けたことが
ある病気が
急激に悪化して



疾病に関する
応急治療・
救援費用担保
特約に係る
治療・救援費用
保険金

■治療費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化*1**により医師の治療を受けられた場合

■救援費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化*1**により入院された場合

※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。

他人にケガ等を
させて



賠償責任
保険金

お支払いする場合

海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物に損害*7を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

*7 次に掲げる損害を含みます。

- ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
- ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
- ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害

持ち物が
損害を受けて



携行品損害
保険金

お支払いする場合

海外旅行中に携行品*10が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合

*10 携行品とは?

保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*11をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は**含まれません**。

*11 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

ご注意

保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

偶然な事故にあって



偶然事故
対応費用
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の予期せぬ偶然な事故*16により保険の対象となる方が海外旅行中に下記a.~g.の費用の負担を余儀なくされた場合

- | | |
|--------------|--------------------|
| a. 交通費 | e. 渡航先での各種サービス取消料等 |
| b. 宿泊施設の客室料 | f. 食事代*17 |
| c. 国際電話料等通信費 | g. 身の回り品購入費*17 |
| d. 渡航手続費 | |



*16 予期せぬ偶然な事故とは?

公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)によって、事故の発生が証明されるものに限りします。

*17 f. 食事代およびg. 身の回り品購入費については下表に掲げる費用が対象となります。

【○:対象/×:対象外】

費用の範囲	費用を負担した場所		
	出発地	乗継地	目的地
f. 食事代*18	○	○	×
g. 身の回り品購入費*19	×	×	○

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。



ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金のお支払い額

お支払い額

実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*2の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額とします。
 救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された保険の対象となる方1名について救護者3名分まで)*5
 救護者の宿泊施設の客室料(被災された保険の対象となる方1名について救護者3名分かつ救護者1名について14日分まで)*5

- *5 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して3日以上*6入院された場合に限りお支払いの対象となります。
- *6 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

※保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救護費用部分合計で300万円限度となります。ただし、治療・救護費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救護費用保険金額を限度とします。
 ※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限り、また、住居(保険の対象となる方が入院した最終目的の国の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

お支払い額

損害賠償金の額

※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。
 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。

お支払い額

(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*12

※乗車券等は合計で5万円を限度とします。
 ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。
 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。
 ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。
 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

*12 損害額とは?

損害が生じた携行品の時価額*13をいいます。修繕可能な場合は修繕費と時価額*13のいずれか低い方をいいます。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限り)です。交通費、宿泊費も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。



*13 時価額とは?

再取得価額*14から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。

*14 再取得価額とは?

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

お支払い額

実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額(払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額を除きます。)
 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて左記a.~f.の合計で偶然事故対応費用保険金額が限度となります(ただし、f.食事代については偶然事故対応費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、g.身の回り品購入費については、a.~f.とは別に偶然事故対応費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします。)
 ※費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。



ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

*18 以下の①または②のいずれかの事由により、代替機が利用可能となるまでに負担した費用に限り、

- ①搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと
- ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと

*19 航空機への搭乗時に保険の対象となる方が航空会社に運搬を委託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後6時間以内に運搬されなかった場合で、航空機が目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限り、

保険金をお支払いしない主な場合

たとえば、
 ・海外旅行終了後に治療を開始した場合
 ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
 ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
 ・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用とすれば
 ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用
 ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
 ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
 ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
 ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用
 ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
 ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
 ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

P.8に記載の③④に加え、たとえば、
 ・ご契約者または保険の対象となる方の故意
 ・所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任
 ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
 ・航空機、船舶*8、車両*9、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任
 ・親族*2に対する賠償責任

- *8 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
- *9 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用上のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

P.8に記載の①~④に加え、たとえば、
 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
 ・携行品の置き忘れまたは紛失*15
 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中に生じたその運動用具の損害
 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。)

- *15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

P.8に記載の①~④、⑥に加え、たとえば、
 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反
 ・保険金受取人の法令違反
 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
 ・地震、噴火またはこれらによる津波
 ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
 ・歯科疾病
 ・運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休
 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ



- *2 6親等内の血族、配偶者*3または3親等内の姻族をいいます。
- *3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、)。
 ①婚姻意思*4を有すること②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *4 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚姻とは異なります。)



ご契約に関するご注意を記載しております。
ご契約の前に必ずご確認ください。

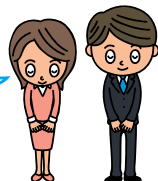
ご契約に関するご注意

- ① **帰国予定**：帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申込みいただけません。
そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ② **旅行先での運動**：次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。
 - ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
 - ・旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
 - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
- ③ **旅行先でのお仕事**：次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
 - ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合
- ④ **補償の重複について**：
 - ・賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
 - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- ⑤ **保険料領収証**：保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- ⑥ **保険証券、保険契約証または被保険者証について**：代理店または弊社にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または弊社へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。

素敵な海外旅行になりますように、
お気をつけてお出かけください。



このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介しますものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター



0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）

※土日祝の受付時間は、2018年4月1日より午前9時～午後6時に変更となります。

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。